

論文

近江国における虚無僧取締り

はじめに

日本近世史研究における身分制研究から、身分的周縁という観点が生み出された⁽¹⁾。これは、近世を身分制社会と捉えるなかで、士農工商といった古くから知られている身分では把握しきれない様々な職業・集団に焦点を当て、それを身分的周縁と位置づけ、詳細に分析を行ったものである。近世社会における多様な職業ないし身分の在り方が明らかになると同時に、様々な「社会集団」の存在が脚光を浴び、ある空間における複数の社会集団の重層と複合を読み解くこと⁽²⁾で、近世社会の側面を明らかにしてきた。

その潮流を受け、多種多様な社会集団が村や町を基軸とする社会構造と深い関係性を持ち、一方で幕藩領主権力や豪商等の社会的権力により秩序化される形で分節的な構造を構成しながら実体的に存在した場・社会⁽³⁾空間こそ地域社会である、という地域社会論も唱えられている⁽³⁾。

そこで本稿では、この地域社会論を踏まえつつも、いわゆる社

会的権力により秩序化された部分ではなく、地域社会そのものが有する自律性に注目し、当時の地域社会が有していた性質について、若干の考察を加えていきたい。

そのために、特に定住し生産や商業活動に携わる村や町の人々と、そこを訪れては何らかの行為により金銭等を求める来訪者との関係に注目する。前者は疑いようのない地域の一員であり、後者はどちらかと言えば地域外の存在である。両者の性質は明らかに異なり、近世中期以降倫理観の変化によって生産活動を行わない後者に対する対応が厳しくなったという指摘もある⁽⁵⁾。しかし、一方で地域には、住民以外の様々な来訪者が訪れていたことも事実であり、その来訪が日常となっていたことも指摘できる⁽⁶⁾。一八世紀半ば以降は度重なる来訪による出費やねだり行為に苦慮する事態も生じてきた。中には、それを背景として、村々と契約を結び、地域を囲い込むことによって自らの権益を確保するような者も存在した⁽⁷⁾。来訪者によるねだり行為に対して幕藩領主権力、すなわち公儀が規制することもあったが、それよりも早い段階で

長谷川 佳 澄

村々は自主的にねだり行為を防ぐべく来訪者とこのような契約を結んでいたのである。そこで、そういった存在の一つとして虚無僧を取上げ、虚無僧と村々との関係を分析することで、先述の目的を達成したい。

虚無僧は禅宗の一派とされる普化宗の僧侶であるが、「天蓋」と呼ばれる深編み笠を被り、⁽⁸⁾読経ではなく尺八を吹くことによつて托鉢を行う。一八世紀半ば以降武士のみが普化宗への入門を許され、虚無僧は武士身分であると位置づけた。⁽⁹⁾そして家康の関東入国の際に発行されたとする掟書（「慶長掟書」）⁽¹⁰⁾を作成した。

この掟書は普化宗を「勇士浪人」が一時的に身を窺す「隠家」として「不入守護之宗門」であると位置づけ、「日本國中往來自由」などの特権を謳う。虚無僧は宗教者、芸能者、武士、さらには金を乞う物乞いといった、複数の要素を持つ、異形の存在であった。虚無僧になるためには、普化宗の寺である虚無僧寺から本則（虚無僧の免許証）を付与される必要があり、自然虚無僧たちは本則を自らに付与した虚無僧寺に所属するという形となっていた。一八世紀半ばから後半にかけて「触頭」である武蔵国青梅鈴法寺と下総国小金一月寺の両寺は、幕府との折衝を経て本末体制を整備しており、普化宗全体としての共同組織を成立させている。⁽¹¹⁾

そして、一八世紀半ば以降、虚無僧姿の者による無心の強要や乱暴行為に村々が苦慮したことを背景に、虚無僧寺に所属する虚

無僧は、その来訪先を、虚無僧寺の「留場」と称して囲い込んだ。この「留場」は虚無僧による吹笛修行並びに合力の禁止を保証する代わりに、村が一定金額を虚無僧寺に納めるという、虚無僧寺の縄張りであった。また、単に虚無僧による不法行為への対処を約束するのみの契約も存在した。本稿ではこれを便宜上「取締り契約」と呼ぶ。

この虚無僧留場について、保坂裕興氏は、身分的周縁論の立場から、幕府諸機構の虚無僧問題への対応・対策と、留場を巡る寺と村、そして寺院経営の逼迫を背景とする寺同士の対立を分析し、両者を関連づけて虚無僧の社会的権限の拡大から虚無僧組織の解体までの過程を明らかにしている。村と虚無僧との関係について、関東周辺の虚無僧留場を分析し、留場とされた村が虚無僧寺の不正な留場料の徴収に対して記録を活用し、時には一ヶ村単位ではなく複数村が連合して対抗したと指摘している。最終的に関東周辺の留場については、村々の抵抗や虚無僧寺同士の対立、さらには弘化年間の寺社奉行所の宗門改正による否定もあり、解体したとされている。⁽¹²⁾

しかし、氏の論では虚無僧の一方的な論理・振舞いで虚無僧留場が形成され、そのために村側に否定されたような印象を受けられる。虚無僧と村との関係にそれ以外の様相を見出すことはできないだろうか。

本稿では保坂氏が言及していない西日本、中でも近江国におけ

る虚無僧取締り契約を取り上げる。具体的には近江国浅井郡のうち、近代以降滋賀県東浅井郡となる地域（現滋賀県長浜市）に焦点を当てる。この地域は琵琶湖の北東岸の姉川河口付近から美濃国国境に及ぶ。郡内には北国街道や北国脇往還が通り、同時に琵琶湖を利用した水上交通も発達していた。また、彦根藩領や長浜の北に位置するが、一円的な藩領は存在せず、幕府領や旗本領、寺社領、様々な藩の飛び地が入り組む非領国地域である。そして一八世紀末以降、北国脇往還沿いに進出してきた遠江国浜松宿の鈴鐸山普大寺¹³と、琵琶湖の西岸から東岸へと勢力を拡大した京都の虚霊山明暗寺¹⁴が縄張りを巡って対立していた。ここでは特に虚無僧対策の記録が残る大和郡山藩領の一七ヶ村に注目し、分析を行っていく。なお、分析にあたっては、滋賀大学経済学部附属史料館収蔵の各文書群を使用し、中でも浅井郡大浜村の「大浜家文書」¹⁵を主に使用した。

一 浜松普大寺の近江進出

(一) 寛政年間の普大寺虚無僧による廻村

近江国において、虚無僧は村々を訪れ尺八を吹いて修行を行い、金銭を要求していた。大和郡山藩領の飛び地である浅井郡大浜村では、宝暦十一年（一七六一）に虚無僧へ一匁を渡した記録が存在する。¹⁶おそらく宝暦年間（一七五一～一七六三）には虚無

僧が村々を訪れていたと考えられる。しかし、不法虚無僧の取締りを名目とした廻村の形跡を確認できるのは、寛政年間以降である。

まず、近江国において不法虚無僧取締りの証文を積極的に発行したのは、普大寺に所属する虚無僧たちであった。「表1」は、寛政年間に普大寺が発行した証文を抽出したものである。証文の残っていた七ヶ村はいずれも琵琶湖の東側に位置することから、浜松から徐々に京都方面に向けて進出してきたことが分かる。以下、「表1」からこの時期の普大寺の証文の特徴を見ていきたい。

全体的に見ると、差出人については「普大寺宗役」という肩書きを持つ「如電」という虚無僧が発行した証文が七通ある。このことから、如電は、この地域における廻村の責任者であったと推測することができる。

証文の文言、すなわち内容は、大きく分けて次の四つに分類することができる。

- ① 具体的な虚無僧の不法行為を挙げ、役用や農業の妨げとなつているとした上で、不法虚無僧がいた場合は発行者へ知らせるよう指示する、比較的長文のもの。：「表1」1、2、8、9
- ② 「万事此方へ引請」という文言の入る簡潔なもの：「表1」6、7
- ③ ①を要約したもの：「表1」10、11
- ④ 村から「不取締」と抗議を受け再発行したもの：「表1」4、5

表1 普大寺取締り契約

番号	年月日	場所	表題	作成	宛先	備考
1	寛政5.4.-	大浜村	-	普大寺宗役 如電、 太全	庄屋中	
2	寛政5.6.-	富田村	(包紙ウハ書) 「宗門取締書附」	普大寺宗役 如電、 太全	庄屋中	
3	寛政5.12.-	富田村	引請印書	普大寺別弟 志叶、 華城	村方御役人衆	虚無僧による不法 行為を「再三相聞」 とする
4	寛政7.7.-	木流村	書付	普大寺宗役 如電、 文州、清道	御役人衆中	「先達而」という 文言
5	寛政7.7.-	高木村	書付	普大寺宗役 如電、 古道	村々御役人中	「先達而」という 文言
6	寛政8.4.-	高木村	引請印書	普大寺宗役 如電、 伴良	村御役人中	
7	寛政8.4.-	垣見村	普化宗門引請印書	普大寺宗役 伴良	村役人中	花押あり
8	寛政10.7.-	西往来村	覚	遠州浜松普大寺取 次 如電、仰山	御役人衆中	病僧への対処法あり
9	寛政11.3.-	高木村	覚	普大寺宗役 如電、 仰山	村方御役人中	病僧への対処法あり
10	寛政11.5.-	高木村	一札之事	普大寺取次 文州	村々御役人衆中	
11	寛政11.5.-	上野村	-	普大寺取次 文州、 伏(カ)龍、丈龍	御村方役人衆中	伏(カ)龍の印は如 電印を使用

①③は、村を訪れた虚無僧姿の人物により合力の強要等が行われ、村側が対応に困っていると記載されており、虚無僧が不法行為を行った場合、証文の発行者≡普大寺がその対処を引き受ける、としている。特に①と②については、村の要望により証文を発行する、という体裁を取っている。また、④は以前に証文を発行したが不法行為が止まず村が普大寺へ抗議し、改めて如電が発行した取締り証文である。

このように、合力の強要等の不法行為の横行を背景に、虚無僧寺は廻村を押し進め証文を発行していた。その目的は「取締料」と称し、村々から金銭を徴収することであった。寛政五年（一七九三）一二月、浅井郡大浜村に「楽旦」という人物が訪れ、大浜村は楽旦に銭一〇〇文を渡している。この他に大浜村は楽旦へ銭五〇文を「心付」として渡し、「書付」は受け取らずに「帳面」も断ったという記録が残っている。¹⁷この記録は「表1」の1の別紙であることから、楽旦は虚無僧だろう。後年、虚無僧寺に「取締料」を渡した村が、虚無僧の持参した帳面に記帳するという行為を見出すことができる。¹⁸記帳した村は虚無僧寺による取締り≡廻村の対象となるのである。

ここで注目されるのは、一年の内に複数回同じ村に虚無僧が訪れている点と、四月に渡された証文に記載された「如電、太全」とは別の虚無僧が訪れている点である。「表1」の中でも、浅井

郡富田村や蒲生郡高木村のように、短期間で複数の証文を発行されている村を確認することができる。このような短期間に同一村へ発行された証文は、表題や如電以外の差出人、証文の文言自体も異なっている。これについては、責任者である如電は名前を証文に記すだけで、実際に廻村を行っていたのは証文中の別の虚無僧か、また別の虚無僧だった可能性が高い。

このことは、証文の筆跡と印形の相違から裏付けることが可能である。同一人物が発行した証文のうち、筆跡、印形、そして証文の文面の三点が一致したのは「表1」1、2のみである。また、何れの証文でも発給者の筆頭となっている如電の個人印は四種類が存在する。「表1」中の如電印形に注目すると、同じ年月日に発行された4と5で使われている印形が異なっている。さらに、この二点の証文はほぼ同文ながら、筆跡が全く異なっている。複数の人物が証文を書き写しながら発行していたのだろう。

また、いずれの証文も宛所に具体的な村名が記されていないことから、あらかじめ何枚かを書写しておき、それを訪れた虚無僧がその場で発行するもので、正式な契約証文ではなかったと考えられる。先述の大浜村の事例は、寛政五年四月に証文を受け取ったものの、一月に訪れた楽旦に金銭を渡すことで重ねて記帳することを避け、虚無僧が頻繁に徴収に訪れるような事態を回避しようとしたのだろう。

以上のことから、短期間に複数の虚無僧から証文を渡される村

が存在した可能性が高い。これは、普大寺という「組織」というよりは、虚無僧個人が不法虚無僧への対処を保証していたということを示しているのではないだろうか。証文の形式が短期間で変わっていることも考慮に入れると、普大寺としても、明確かつ確固たる指針が存在する訳ではなく、現地の虚無僧に廻村の行い方は任せていたのだろう。しかし、普大寺に所属しているという共通項を持つ以上、彼らが訪れた村は「普大寺」の縄張りとなった。普大寺の近江国での勢力拡大は、どちらかと言えば、個人の行動の結果だったと言える。

(二) 取締り契約の整備と大浜組合の成立

寛政年間以降も、普大寺は村々を訪れ、取締り料を徴収していた。文化九年(一八一二)には、琵琶湖西岸の志賀郡真野中村へ「取締一札」を渡し、同村を「留場」とした上で非常時には「大津宿今堀町霞晴方」へ訴えるよう指示するなど、⁽¹⁹⁾勢力範囲を広げていた。

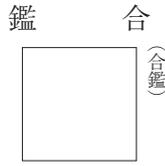
そして、天保年間(一八三〇〜一八四三)以降、普大寺の取締り証文にはつきりと変化が現れる。

「史料一」 天保一四年二月⁽²⁰⁾

取締証書

(朱印)

一 近歳其村方^江虚無^江之者罷越、不法難題之義等申掛、役用并農業之妨二相成、且非常之雜費及出来、其取扱二被致候二付、取締之義致入魂置候、然上^者向後^(平出) 御用宗用其外譬何レ之為宗躰共、彼是六ヶ敷申掛来候節、以此書附可被成御断候、其上異論申募候ハ、早速拙寺最寄之出張所^江可被申越候、其節役付之者差向逮其取捌、聊邑方^江厄介不相成様可致候、右為念差入置証墨、仍而如件



天保十四 癸卯季

二月日

遠州浜松
普大寺
役僧 (印)

(印)

郡山御領

大浜組合十五ヶ村

内相給式ヶ村共

御役人中

天保一四年（一八四三）二月に大浜村を惣代とする浅井郡の大和郡山藩領一五ヶ村が組合を結成し（以下「大浜組合」と記す）、普大寺と一括して取締り契約を締結した。「史料一」はその契約証書である。大浜組合については後ほど詳しく検討するが、ここ

ではその契約内容に注目したい。

この一五ヶ村はそれぞれ個別に普大寺へ取締り料を渡していたところ、大垣出張所の役僧燕尾と大和郡山藩領分の「浅井郡大庄屋」である大浜太郎兵衛が談判し、一括して普大寺の取締りを受けることとなった。

証文の形式に注目すると、本文の後方に「合鑑」（印鑑、朱印）、役僧印（丸黒印）、さらに冒頭にも朱印が捺してある。普大寺は、ほぼ同じ形式・文面の証文を、天保九年（一八三八）に蒲生郡種村⁽²¹⁾へ、天保一三年（一八四二）に浅井郡唐国村⁽²²⁾へ発行している（唐国村へ渡された証文は、虚無僧の修行自体を禁じる「吹笛留証書」であった）。この段階では契約証文が整っているのである。また寛政年間の証文とは違い、宗役等の肩書きを持つ個別の虚無僧ではなく、「遠州浜松普大寺役僧」が発行している。また、個別の村ではなく、大浜村を惣代とする大和郡山藩領村々の組合と契約を結んでいる。虚無僧寺という組織と、村々の結合との契約なのである。

内容については、今後不法虚無僧が法外な振る舞いを行った場合は、合はこの証文を以て断わり、それでも不法行為を行った場合は、最寄りの「出張所」へ訴え出るよう指示している（傍線部）。「出張所」は、普大寺の出先機動的な存在だと考えられる。先述の通り普大寺は浜松にあり、近江国からは遠い。そのため美濃国大垣（現岐阜県大垣市）に「出張所」を設け、そこを拠点に活動して

いた。⁽²³⁾当然、虚無僧による不法行為やその他の問題が発生した場合、村が頼るのは大垣出張所であった。⁽²⁴⁾なお、後年になると、大垣のみではなく、水口城下に普大寺の出張所を確認することができ⁽²⁵⁾る。

また、「史料一」と同時に、取締り契約の契約の詳しい内容を定めた議定書も発行されている。

〔史料二〕 天保一四年二月⁽²⁶⁾

議定書

(朱印)

当御組合中普化宗門取締之義致入魂置候、然ル上^者京明暗寺尚同宗他寺より彼是申掛来候共、宗意同様之義別紙証文之趣ヲ以一応可被成御断候、其上六ヶ敷申募候ハ、村方不及御掛合ニ早々拙寺出張所江可被申越候、其節罷出以宗掟其取捌可致候、右二付毎歳謝金石壹厘五毛宛ニ相宛及寺納候、右取集之節^①者毎年十一月二各連印帳為持差向候之間、御渡可被成候、若連印帳持参不致者江御渡之節^者其村方之御損分ニ可被成候、此余從寺号難題前借等不申出候、右前条義約之趣違乱有之候節^者何時不寄取締之義御断次第聊違念無之候、右之連々已後間違無之様、為念添書如此御座候、以上

天保十四癸卯歲

二月日

於濃州大垣

普大寺

出張所

勤役

燕尾(印)

郡山御領十五ヶ村

内御相給式ヶ邑共

御役人中

この文書の発給は、大垣の「普大寺出張所勤役燕尾」となっている。おそらく「史料二」も同一人物が作成したものだろう。

大浜組合が大垣出張所に対して取締りの謝金として村高一石につき銀一厘五毛を謝金として渡すとあり(傍線部①)、取締り料について明確に規定されている。その取締り料の集金についての取り決めもなされている。毎年一月にその年の分を集め、集金を行う虚無僧には「連印帳」を持参させるので、連印帳を持たない虚無僧へは取締り料を渡さないよう指示している。そして連印帳を持たない者へ取締り料を渡した場合も想定し、その分は村方の損失として、別途大垣出張所へ取締り料を納めなければならないと定めているのである(傍線部②)。その上で普大寺として難題や前借りを依頼することはないと約定している。この部分は大浜村側の意向を強く反映しており、そもそも議定書自体が村側のこれらの約定を文書化してほしいという要請を受けて作成されたものであった。⁽²⁷⁾

また、普大寺がこれらの規定に違反した場合、組合側が取締り契約を解約したとしても、異論なくそれを受け入れるとあり、解約についても盛り込まれた内容となっている（傍線部③）。

なお、「史料二」「史料三」とは別の文書で、契約に際して組合内の村々が納めた来年以降の取締り料（前借り分）について、燕尾が大浜村に調査を依頼している。そして前借り分は各村が渡した金額をとりまとめた上で、来年の取締り料から差し引くことで両者が合意している⁽²⁸⁾。

つまり、大浜組合との契約は、取締りの方法や取締りの謝礼、さらに解約について規定が設けられ、双方にとってより厳密な取締りが機能しうる契約となっているのである。

以上のように、宝暦年間から近江国へ進出した普大寺は、虚無僧による不法行為の横行を背景に、不法虚無僧の取締りを村に約定し、村から取締り料を徴収してきた。普大寺の虚無僧は積極的な廻村及び証文の発行を行っていたが、寛政年間の活動は形式的な方針も場当たりの統一されておらず、組織的に勢力範囲を拡大していた訳ではなかった。

しかし、天保年間に入ると、証文の書式を整え、村と虚無僧の取締りについて明確な規定を設けた「契約」を、村々と締結するに到ったのである。では、普大寺が契約をこの時期に整備した要因はなんだろうか。これについては、次章にて明らかにする。

二 虚無僧寺の対立と村々

(一) 京都明暗寺の近江進出

ところで、「史料二」には「宗意同様之義」という文言を見出すことができる。波線部の通り、「同じ宗門であるので、他寺の虚無僧にも、自分たちの証文は有効である」という主張に用いられている。自らが証文を発行して困り込んだ地域内における、他寺の虚無僧寺に所属する虚無僧への優位性を確立する意図を読み取ることができるのである。

そして、普大寺は「京明暗寺尚同宗他寺より」と京都明暗寺を名指し、特に意識している。

実際に、文化年間（一八〇四～一八一七）以降、京都明暗寺の近江国進出を確認することができる。「表2」は、滋賀大学経済学部附属史料館所蔵資料のうち、京都明暗寺が発行した取締り証文をまとめたものである。

まず、証文自体は、京都明暗寺の院代ないし看主（両方とも明暗寺の住職に該当する）が作成したもの（「表2」①③⑤⑦⑧⑨）が大部分だが、「目附役」②や「役者」④、「江州出役」⑥など、実際に取締りを担っていたと考えられる虚無僧が作成したものも存在する。それぞれ文面は異なるが、虚無僧による不法行為を否定し、不法行為が行われた場合は京都明暗寺が対処するこ

表2 明暗寺取締り契約

番号	年月日	場所	表題	作成	宛先	備考
①	文化9. 11. -	西浜村	覚	京大仏虚無僧本寺 明暗寺院代天元	江州高嶋郡西浜 村役人中	
②	文化13. 8. -	西浜村	掟書	明暗寺目附役里虎	役人中	
③	文政3. 3. -	西往来村	覚	虚無僧本寺京大仏 明暗寺院代天元	西往来村御役人 中	
④	文政11. 2. -	西浜村	覚	虚無僧本寺京大仏 明暗寺役者	西浜村役人中	
⑤	文政12. 9. -	西浜村	覚	虚無僧本寺京大仏 明暗寺院代一掌	西浜村役人中	
⑥	天保12. 4. -	種村	覚	京大仏明暗寺出張 所江州出役	種村御役人中	合鑑と一綴
⑦	天保13. 3. -	長福寺村	覚	虚無僧本寺京大仏 明暗寺院代東嶽	江州上ノ郡長福 寺村役人中	
⑧	天保13. 4. -	浦村	覚	虚無僧本寺京大仏 明暗寺院代東嶽	江州高嶋郡海津 郷浦村役人中	
⑨	嘉永4. 7. -	長福寺村	-	同寺（明暗寺）看 主魯堂	右村方（長福寺） 役人中	⑦に手継ぎ

とを約束している。一方で他寺門弟への有効性を示す文言は明記されておらず、普大寺の証文とは異なる様相を呈している。

次に、証文の宛先に注目すると、高嶋郡西浜村及び浦村は琵琶湖の北岸に位置するが、西往来村、蒲生郡種村、上野郡長福寺村は琵琶湖の東岸である。この他に年代は不明だが前出の真野中村にも京都明暗寺役僧の印鑑が残っていることから、琵琶湖の西岸でも京都明暗寺は活動していたと考えられる。特に⑥は「出張所」の「江州出役」が発行しているが、京都明暗寺は西近江路の高嶋郡今津宿（現滋賀県高島市）と中山道の蒲生郡武佐宿（同近江八幡市）に出張所を設け、取締りの拠点としていた。

以上の京都明暗寺の証文発行先と普大寺の証文発行先とを重ねると、「地図1」のようになる。普大寺と明暗寺の琵琶湖東岸での活動範囲が重なっているのである。その結果、普大寺と京都明暗寺の両方から証文を受け取り、取締り料も普大寺・京都明暗寺の双方へ渡す村が出現するようになった。つまり、普大寺も京都明暗寺も、独占的な権益を確立できない地域が存在していたのである。

そのような状況から脱却を試みたのは、普大寺であった。先述の天保九年（一八三八）に種村へ渡された普大寺の「取締証書」³⁰には、「依之取締之儀是迄京明暗寺拙寺両寺二而締来候処、其村方手都合寄今般相改、拙寺一ヶ寺之取締被願出」という文言が記されている。京都明暗寺と普大寺の双方が取締りを行ってきこ

ろ、村が取締りを普大寺に一本化したいと願いだした、といふのである。それに伴い「何レ之為宗躰共」不法狼藉や難題を申し掛けた場合は普大寺の取締りの対象とすると定めている。種村は八幡町や中山道に近く、京都明暗寺の武佐宿出張所にも近い（「地図1」参照）。そういった地域において、普大寺は縄張りの独占を試みているのである。普大寺は種村に対してその翌年の六月に虚無僧の吹笛修行と止宿を禁じた「吹笛留証文」⁽³¹⁾を発行している。

これは「史料一」「史料二」と筆跡が似ていることから、大垣出張所の燕尾が発行したと推測される。ところが、その二年後の天保一二年（一八四一）に京都明暗寺出張所が「表2」⑥の証文を発行している。やはり、普大寺はこの地域について明確な権限を確立しえなかつたのである。

こういった消極的共存からの脱却の志向が、普大寺への契約の一本化という形で結ばれた大浜組合との契約においても、「史料二」の波線部として現れている。⁽³²⁾つまり、普大寺側の不法虚無僧取締り体制整備には、京都明暗寺の近江国進出が少なからず影響を与えていたのである。普大寺の場合、天保年間に取締り証文の形式が整ったのは、進出してきた京都明暗寺の取締り契約や留場契約の手法を知り、活用した可能性もある。

（二）普大寺と京都明暗寺の対立

しかし、普大寺による取締りの一本化は、「宗意同様」を根拠

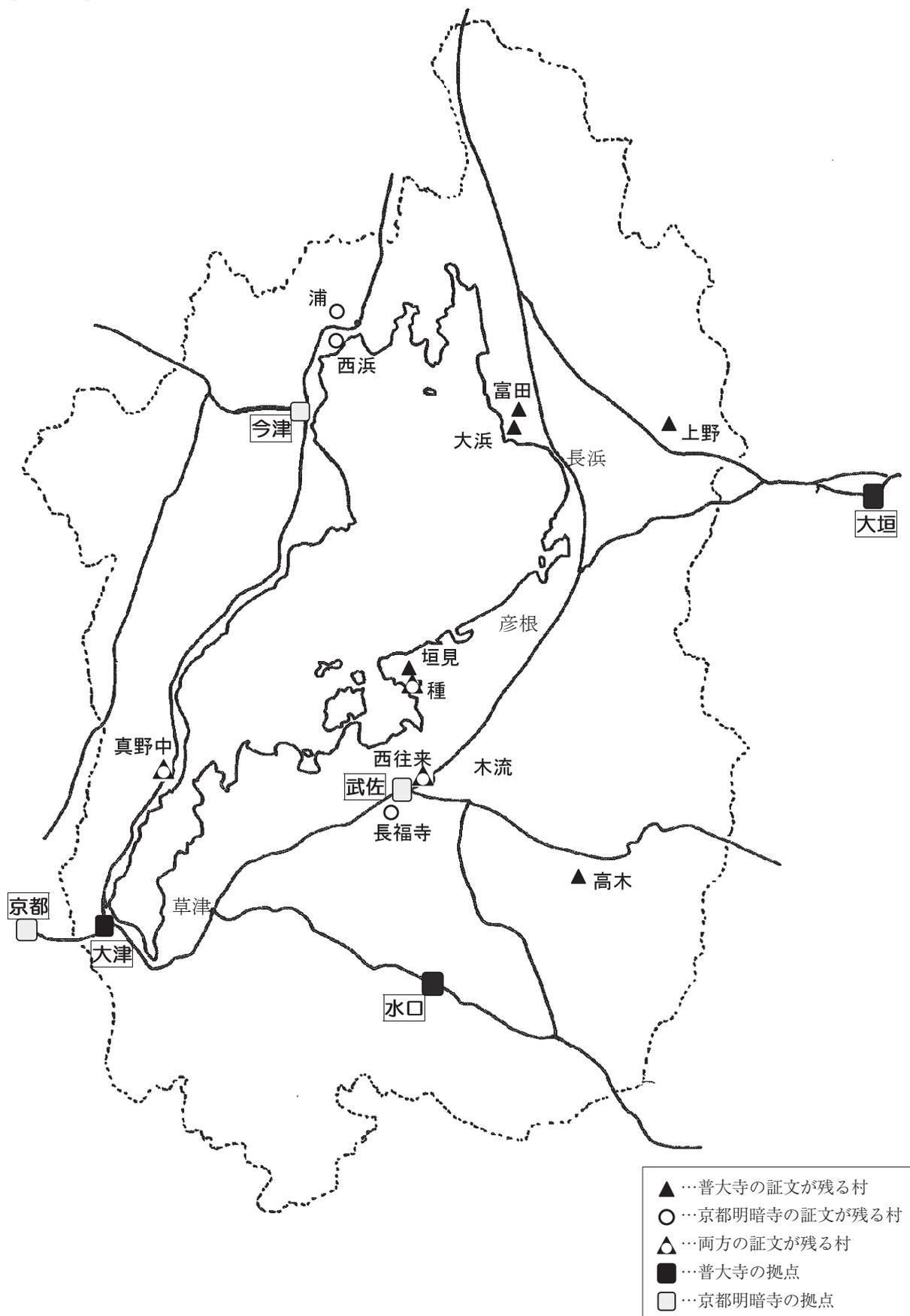
とした一方的なものであり、京都明暗寺側の同意を得たものではなかつた。このような強引な手法を採った以上、京都明暗寺と普大寺との衝突は避けられないものだった。

天保一四年六月、燕尾が契約の一本化を行った浅井郡とその周辺の村々を、京都明暗寺武佐宿出張所の虚無僧たちが訪れた。以下、大浜家文書内の「虚無僧へ引合之留メ」⁽³³⁾から普大寺と京都明暗寺の対立の過程と、それに際する村々の動きを追いたい。

京都明暗寺側は村々に対し、この地域は元来普大寺と京都明暗寺の「立合場」であると主張し、普大寺側に渡した取締り料の半額を渡すよう要求した。「立合場」は普大寺と京都明暗寺の両方が取締りを行う、いわば重なり合った縄張りという意味と考えられる。京都明暗寺側は普大寺大垣出張所による契約の一本化は無効であると主張したのである。

では右の要求を突き付けられた村々は、どのように対応したのであろうか。宮川藩（堀田氏一万石）の陣屋のある坂田郡宮川村（現滋賀県長浜市。以降本節で登場する村々はいずれも現在は同県同市となる。）は、村内の陣屋に問い合わせて指示を仰いだ。藩側は近江は京都町奉行所の支配下であるので明暗寺の要求に従うようにと指示し、宮川村は明暗寺側に取締り料を渡した。同郡国友村（同県同市）では普大寺一ヶ寺の取締りを受けることになつたと説明したが明暗寺側は納得せず、やはり取締り料を渡した。浅井郡曾根村は取締り料の他に武佐宿出張所の修費も要求さ

[地図1] 近江国虚無僧取締り契約分布



れ、合わせて金三五〇疋を渡している。同郡河毛村は取締り料は渡さなかったものの、京都明暗寺の帳面に記帳している。このように来訪を受けた村の大半は明暗寺にも取締り料を渡している。

それを受けて普大寺大垣出張所役僧の燕尾は急遽近江を訪れ、明暗寺側の虚無僧の来訪を受けた村々を廻村している。彼は村々と明暗寺側とのやり取りの実態を把握し、普大寺のこの地域での優先権を改めて村々に通告している。同時に明暗寺側の虚無僧たちを追跡しており、彼らと直談判することによって、この地域における普大寺側の優位性を明暗寺側に認識させようとしていた。

そしてこの一連の騒動は、大浜組合にとつても無関係ではなかった。大浜組合における収益権をめぐり、京都明暗寺と普大寺は対立したのである。

天保一四年六月三日、京都明暗寺武佐宿出張所の虚無僧四人が大浜村を訪れ、「立合場」³⁴の旨を主張し、普大寺に渡した取締り料の半額を渡すよう要求した。他村において「立合場」として取締り料を徴収してきたことを根拠に、大浜村にも同様の要求を突き付けたのであった。それに対して組合惣代の大浜氏は、半額は普大寺から受け取るよう要請し、普大寺が発行した二通の証文（「史料一」と「史料二」）を見せ、組合側が改めて取締り料を渡す道理はないと返答した。しかし京都明暗寺側が引き下がらなかったため、大浜組合に所属する浅井郡川道村庄屋と相談の上、普大寺大垣出張所の意向を確認すると返答し、六月七日に川道村を再度

訪れるよう要請して引取らせた。

その後大浜氏と川道村庄屋が相談し、二月の契約時に燕尾に同道した坂田郡大東村の武全という虚無僧に事情を話して指示を仰ぎ、不在の場合は大垣出張所まで出向き燕尾を呼ぶことにした。

折しも燕尾は先述の通り江州の村々を廻村しており、武全もそれに同行していたため、村側が立てた使者は燕尾らと面会することはできなかった。しかし、廻村先で事情を伝え聞き川道村に京都明暗寺側の虚無僧が訪れることを知った燕尾は、大浜村を訪れた。そこで六月七日から八日にかけて、組合側は川道村で普大寺側と京都明暗寺側の双方と談判を行なった。

交渉に当たった組合側の村は大浜村、川道村のみではなく、野寺村、新井村、小観音寺村も加わっていた。これらの村々は大浜組合に所属する村々であり、大浜村からは比較的近い村々であった。彼らはまず普大寺側の燕尾らと話し合った。

交渉時に村側は燕尾に事情を説明している。それによると、本来普大寺だけが取締りを行っていたところ、四、五年前、つまり天保一〇年（一八三九）か天保一一年（一八四〇）頃に神崎郡金堂村³⁵で普大寺と京都明暗寺が対立し、それ以後京都明暗寺が「立合場」を主張し廻村を行っていた。その後普大寺側が取締りを一本化すると申し入れ、証文を発行したので村々はそれを信じて普大寺との単独取締り契約に応じた。しかし再度明暗寺が「立合場」を理由に廻村を行ったため、村々は普大寺と京都明暗寺のどちら

の主張が正しいのか判断できなかったのである。このように事情を説明した上で、村側は二月に渡された二通の証文に違反するが、京都明暗寺側に取り締り料の半額を渡し、穏便に済ませてほしいと依頼した。

ところが、燕尾はそれを承知せず、あくまでも「宗意同様」を根拠に、普大寺による取締りは正当である、と自らの主張を曲げなかった。燕尾は大浜村らの呼出を受けて、「当村始御同領村々取メ場ニ致置候処、御当村記帳被成候得者外村々江之手本ニ成」という危機感を持っていた。それ故に、燕尾は、実力行使を行った場合に自分たちが勝利し、かつ村方に被害が及ばないと強硬に主張し、明暗寺側との対面を要求した。

なお、燕尾は「宗意同様」を根拠に普大寺一ヶ寺による取締りの正当性を訴えた際、寺社奉行からの通達の写しとそれに対する普大寺の請書の写しを提示している。また、かつて他寺の虚無僧の襲撃を退けた自分の体験を言い聞かせると同時に、その際町奉行所や普大寺に提出した書付の控書を示している。燕尾はこのような交渉術と強気な態度によって、自らの属する普大寺の権限の拡大を行っていた。取締りの一本化も燕尾の手腕によって実現したものであり、それを揺るがす京都明暗寺側の廻村にも一貫した態度で臨んだのである。³⁶村々はそういった姿勢から燕尾を分別と勇気があると評価し、暴力沙汰となった場合でも心強いと、ある程度信頼はしたが、それでも村内における虚無僧同士の闘争に懸

念を抱いていた。そこで村々は話し合いの末、次のように燕尾らへ返答している。

「史料三」 天保一四年六月

(前略) 双方立合候而者異論ニ可相成間、此上押而被申候得共難承り、若恐入義出来候而者不相濟事ニ候、場先申分_者之義、双方共本寺_者本寺へ懸合候而可然、又出張所へ引取懸合候成り共可被致、当里一同之義ニ候得共当領ニおゐて引合被申候義決而不成、此_(可脱カ)段被相心得候(後略)

村内、さらには大和郡山藩領における虚無僧同士の闘争を断固として拒絶し、本寺同士、もしくは出張所における談判を要請しているのである(傍線部)。この組合側の強い意向を受けて燕尾は不承ながら川道村における京都明暗寺との談判を断念している。組合側はその後京都明暗寺側にもその旨を伝えた。そもそも川道村において燕尾らと対面することを望んでいなかった明暗寺側は、出張所での普大寺との談判を快諾している。そして両寺は京都明暗寺武佐宿出張所にて話し合うことで合意し、川道村から去った。

その際村々は出張所で行われる普大寺と京都明暗寺の話し合いの結果に従うという意向を示している。虚無僧による度々の無心

や不法行為を避けることができ、争論が起こらなければ、村々としてはどちらと（あるいは両方と）取締り契約を結ぼうと構わなかったのである。

その後、燕尾は明暗寺側の虚無僧が訪れた村々を廻村し、武佐宿出張所を訪れている。明暗寺側が責任者たる役僧の不在を理由に返答を避けたため、燕尾は結論の出ない間は明暗寺側の「江北」地域への廻村を中止するよう通告し、大垣へ帰国した³⁷。その後浅井郡において明暗寺側の虚無僧の活動は確認できないため、この地域の収益権は普大寺大垣出張所が掌握したと言うことができ。対照的に武佐宿周辺では普大寺の活動を確認できなくなるので、ある程度活動範囲の調整が行われたのだろう。

このように大浜組合は自分たちの意向を虚無僧に了承させた。この中で注目すべきは、この両寺虚無僧との談判において、大浜村単独ではなく近隣の郡山藩領の村々が協力して談判に臨んでいる点である。談判に参加した大浜村、川道村、野寺村、新井村、小観音寺村は、先述の通りそれぞれ比較的近くに位置する村である。そして組合に属しているものの遠方の村はこの談判には参加していない。近村で虚無僧による（虚無僧に限らず）問題が生じた場合、協力して対処するだけの関係を築き上げていたと考えるのが妥当である。

この「近村」には郡山藩領以外の村も含まれる。談判の途中で三河吉田藩領浅井郡落合村の庄屋市左衛門が訪れている。落合村

も京都明暗寺側の虚無僧や燕尾らの訪問を受けていた。市左衛門は談判が行われていることを知って川道村を訪れ一同に相談し、談判に加わっている。「領内で争わないでほしい」という意向は落合村の意向でもあり、「領内」には落合村も含まれていた。そして普大寺と京都明暗寺に了承させることに成功した。さらに落合村は両寺の談判の結論が及ぶ対象となっているのである。

それに対して京都明暗寺の訪問に対して単独で対応した村々は、明暗寺に対抗しきれず取締り料を渡している。虚無僧寺による地域の縄張り形成運動の中で、一ヶ村で虚無僧寺に対抗するのは不可能だったのである。それ故に虚無僧寺同士の争いに対して、村々は団結して対抗したのである。

そして強硬な姿勢を取り続けた燕尾も、「村内で争論を行わないでほしい」という村側の意向を尊重している。組合側の要請を受け出張所での談判を受け入れた後も、燕尾ら普大寺側の虚無僧は、京都明暗寺側の虚無僧たちと直接談判が行えなかったことに対して不満を述べている。しかし燕尾の目的はあくまでも京都明暗寺を排除することであり、村々と争うことではなかった。二月に発行した議定書に違反し契約を解約される可能性も考慮したのだろう。大浜組合を構成する一五ヶ村と落合村における収益権を一挙に失うとなると、普大寺大垣出張所にとって大きな損失である。村々が団結して対抗することの優位性はこの点に起因する。

また、先述の通り、村々は取締りによって虚無僧の無心や不法行

為の防止が実現するならば、一つの虚無僧寺との契約に固執しなかつた。虚無僧寺の一方的な論理ではなく、村々の同意あつてこそその取締り契約だったのである。

以上のように、本章では東浅井郡及びその周辺における普大寺と京都明暗寺の対立について分析を行った。先に当該地域にて廻村を行い取締り料を集めていた普大寺は、後から進出してきた京都明暗寺に対抗するために虚無僧取締り契約を整備し、村々との独占契約を試みた。しかし、京都明暗寺側の虚無僧はそれを承知せず、普大寺の宗役燕尾は、暴力行為を行つても京都明暗寺を排除しようとした。

この虚無僧寺同士の縄張り争いに対して、普大寺と虚無僧取締り契約を結んでいた浅井郡大和郡山藩領一五ヶ村の大浜組合は、議定に従つて行動し、同時に近くの複数の村が連携して虚無僧と交渉して領内における闘争を拒否し、それを承諾させることに成功した。一方、単独で虚無僧と応対した村々では、村側の意向を虚無僧側に受け入れさせることができなかつた。虚無僧側の要求は一貫していることから判断すると、虚無僧取締り契約については、どちらかと言えば村側の状態がより強く反映されるということができる。そして、複数の村が連携することで虚無僧寺と拮抗することができるのである。

三 浅井郡大和郡山藩領大浜組合と普大寺

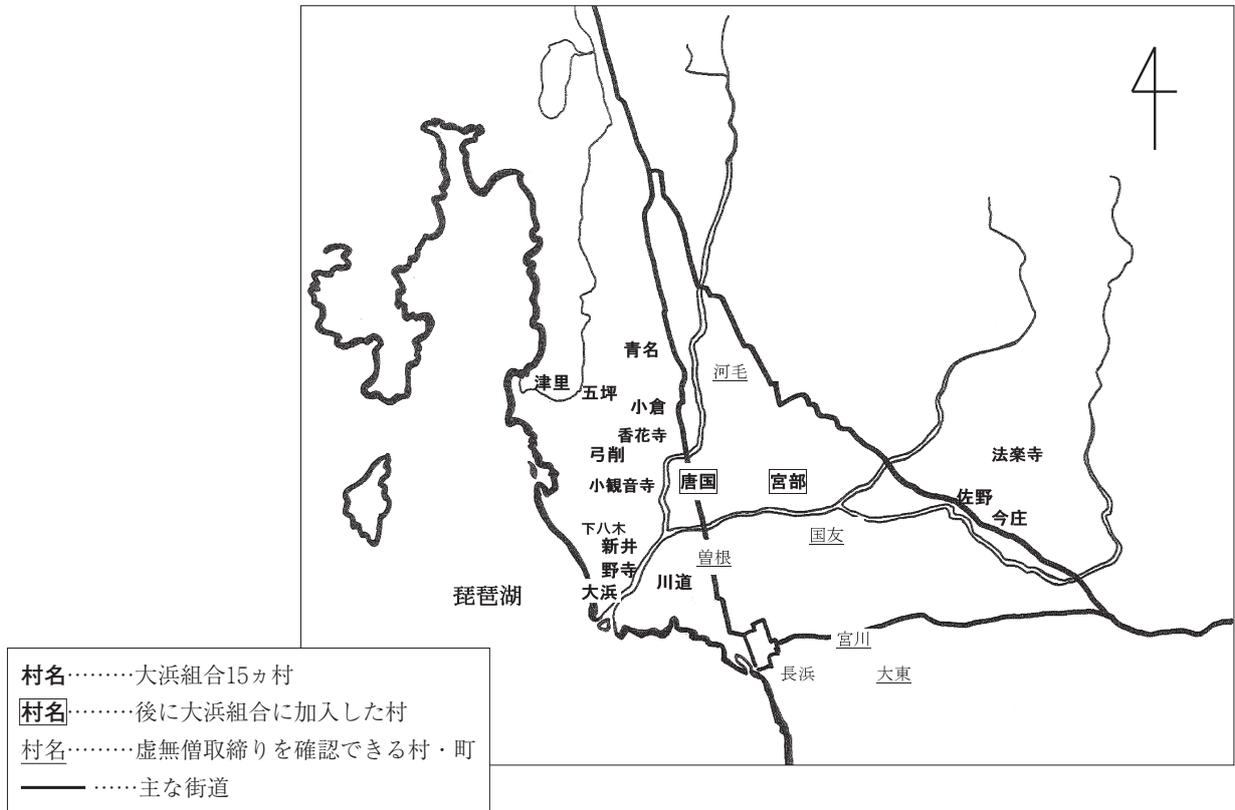
(一) 大浜組合の推移

では、虚無僧寺に対して取締りを受ける側としての意向を受け入れさせ、また虚無僧寺を完全に排除せずに取締りを受け入れた大浜組合は一体どのように成立し、どのような性質を持っていたのだろうか。また、取締りはその後どのように展開し、それによつて大浜組合と普大寺出張所の関係をどのように位置づけることができるのだろうか。ここでは組合の構成村や取締り料の推移等をふまえて考察を行いたい。

先述の通り、大浜組合は天保一四年二月の普大寺との一括契約に伴い、大浜村の大浜家を惣代として成立した。この組合は、浅井郡の大和郡山藩領の村々によつて構成されていた。享保九年(一七二四)に入封した柳沢氏の治世下では浅井郡における大和郡山藩の所領は二二ヶ村あり、そのうち後に東浅井郡となる地域(以降便宜上「東浅井郡」と表記する。)の一七ヶ村と後に滋賀県伊香郡となる地域の五ヶ村は別の行政単位であつた。大浜組合の村々は、前者にあたる。

この東浅井郡域において、大浜組合惣代である大浜家は、柳沢氏の治世下で「浅井手取締惣代」となり、大庄屋格として名字帯刀を許されていた⁽³⁸⁾。天保一四年段階の大庄屋格としての勤方の実

〔地図2〕 大浜組合及びその周辺



態は不明だが、大浜家は大浜村の庄屋を幕末期まで勤めており、宝暦年間以降も郡入用の勘定方や郷講の会本を勤めていた。これらについては村々の輪番制だった可能性もあるので断言することはできないが、その役割を果たすに足りる優れた行政処理能力を以て、郡山藩領に限らず村落間をとりまとめ、地域運営を担っていた家の一つであった。また、東浅井郡大和郡山藩領は上納金等を一括して納めることもあり、⁽³⁹⁾ある程度の共同性を窺うことができる。⁽⁴⁰⁾

この大浜家は、虚無僧取締り契約において惣代として組合村々と普大寺大垣出張所を繋ぐ接点であった。天保一四年の普大寺との取締り契約の締結後、惣代の大浜太郎兵衛は、交渉の内容とその結果定められた規定を書状で組合村々へ通知した。⁽⁴¹⁾書状の中で、太郎兵衛は、今後虚無僧による不法行為があった場合は村役人同道の上で大浜村まで連れてくるよう指示している。また、

一、で述べた通り、前借り分についての調査も行っている。後述する取締り料の領収書から、惣代が取締り料を村々から徴収し一括して大垣出張所に納入していたことも判明した。この体制が成立し、大浜氏がこれらの惣代としての業務を果たせたのは、先述の通り大庄屋格として領内の村々をとりまとめたことに起因すると考えられる。

ところが、単純に領主が同じであるという共同性と強制力のみでこの組合は成立した訳ではない。それについては大浜組合の構

成村の推移が根拠となる。「表3」は大浜組合の構成村の変動をまとめたものである。各村の位置は「地図2」を参照されたい。天保一四年の段階では、大浜組合に参加していたのは「郡山御領十五ヶ村、内御相給式ヶ邑共」（「史料一」）であった。しかし、天保一四年段階で東浅井郡の大和郡山藩領は一七ヶ村であった。

「地図2」において□で囲った唐国村と宮部村は組合に参加していなかったのである。また五坪村については村内の大光寺村分のみが参加していた可能性⁽⁴²⁾がある。その後弘化三年（一八四六）に「浅井郡十六ヶ村」となり、弘化四年には「郡山御領分拾七ヶ村并宮部五坪青名小観音寺御相給共」となっている。同じ藩領であつても必ずしも全ての村が強制的に参加させられたものではなかったのである。

表3 組合村推移

年	郡山藩領	相給	その他	備考
天保14年	15ヶ村	2ヶ村（村名不明）	-	
弘化3年	16ヶ村	不明	-	「浅井郡十六ヶ村」とある
弘化4年	17ヶ村	4ヶ村（宮部村、小観音寺村、五坪村、青名村）	-	
慶応元年	17ヶ村	4ヶ村（宮部村、小観音寺村、五坪村、青名村）	山本市場村	
明治2年	17ヶ村	小観音寺村のみ	-	五坪村、青名村の相給部分は脱退

また、相給部分や一時期ではあるが他領分も参加していた。弘化四年以降、大和郡山藩領以外の部分、すなわち同一村内の相給部分については、四ヶ村の相給部分⁽⁴³⁾が組合に参加している。しかし、下八木村のように、相給部分は参加しなかった村も存在する。青名村や五坪村の相給部分については、明治期に脱退している⁽⁴³⁾。また幕末の一時期のみだが、大和郡山藩領ではない山中市場村も、大浜組合と共に取締り料を納めている⁽⁴⁴⁾。この市場村が大浜組合と共同で取締り料を納めたことについては、おそらく領主関係とは異なる村落結合が媒介となったのだろう⁽⁴⁵⁾。このように大浜組合は大和郡山藩領という結合を母体としながら、その参加は村々の村内事情と自由意志によつて決められていた可能性が高い。特に相給部分や他領の加入・脱退については柔軟である。これはあくまでも同じ藩領としての繋がりが母体となっていたためだろう。

(二) 取締り契約の継続

大浜組合はその構成村を変化させながら、普大寺との取締り契約を継続している。安政六年（一八五九）には普大寺から虚無僧の修行自体を禁止する「取締吹笛留場」の議定書⁽⁴⁶⁾を渡されており、実際に普大寺との関係は明治三年（一八七〇）まで維持されている。

興味深いのは、「史料二」中で「此余従寺号難題前借等不申出

候」と約定しているにも関わらず、普大寺が取締り料の前借りを度々行い、取締り料以外に助成金を要求している点である。大浜村には天保一四年から明治三年まで、普大寺が発行した取締り料の受取証が残っている。これを「表4」にまとめた。それによると、二八年間で普大寺が行った前借りは八回に及ぶ。助成金についても、弘化三年（一八四六）に一両を渡しているほか、慶応元年（一八六五）には大垣出張所の再建助成として三両、そして明治二年（一八六九）も同三年には代替わり助成として一七両一歩を渡している。

取締り料自体についても、時代を追うにつれて増額している。安政六年の議定書では、取締り及び留場の謝金として年間金二両三歩、さらに臨時の見廻り料として金一歩、合計三両を組合が寺に納めると定められている。これは天保一四年（一八四三）段階よりも参加する村数が増えたため、改正したのだろう。⁽⁴⁷⁾しかし、村数が増加したのは弘化四年（一八四七）であり、一二年間は取締り料を増額していなかったことになる。さらに、慶応三年（一八六七）と明治元年（一八六八）に取締り料の増額が行われ、最終的な取締り料は金六両となっている。

安政六年、そして幕末・維新期の増額は、おそらく当時の物価の推移に伴って行われたものと推測される。例えば天保一四年に京都における米の相場は、米一石に対して銀七九匁から八一匁であったところ、安政六年では米一石あたり銀一三八匁から一四一

匁と、約一・七倍に上昇しているのである。慶応年間に至ると物価は跳ね上がり、慶応三年段階で米一石あたり銀六三五匁から一四七匁にもなり、天保一四年と比較すると約八倍から一四倍も米価が上昇しているのである。⁽⁴⁸⁾

物価の上昇に伴って普大寺大垣出張所が取締り料を増額した根拠として、幕末～明治初年における度重なる前借りや助成願を挙げることができる。「表5」は慶応元年（一八六五）～明治三年（一八七〇）に大浜組合が普大寺に納入した金額の一覧である。取締り料の増額分や助成金を度々渡し、前借りまでされている。こういった行為は明らかに議定書に違反しているにも関わらず、大浜組合はそれらの金銭を普大寺側へ渡しているのである。物価の上昇は村側にとっても大きな問題となっていたはずである。大浜組合は、何故議定書に従って普大寺との契約を破棄しなかったのだろうか。

また、虚無僧の特権を否定する全国触が弘化四年（一八四七）に出ている。⁽⁴⁹⁾契約を取りやめる理由は十分にあったはずである。しかし、浅井郡富田村は宗門改正後の嘉永三年（一八五〇）に取締り証文⁽⁵⁰⁾を受け取っている。この証文中では「宗門改正に違反しない」といった文言も確認することができる。大浜組合においては、明治二年（一八六九）に代替わりに伴い木版の取締り証文が発行されている。⁽⁵¹⁾木版であることから、この証文は大浜組合のみが発行されたものではなく、大量に発行されたものと推察で

表4 大浜組合17ヶ村取締料

年次	領収年月日	金額	納入村数	徴収者	木版	備考
天保14年	卯. 2. 15	金1両2歩+銀1匁5分4厘	郡山領15ヶ村	(燕尾)	×	
弘化元年	卯. 11. 3/辰. 2. 12	金1両2歩+銀1匁5分4厘	郡山領15ヶ村	-/-	×	半年分は前借り
弘化2年	巳. 1. 20	金1両1歩	不明	燕尾	×	
弘化3年	巳. 12. 2/弘化3. 4. 6	金1両3歩	浅井郡16ヶ村	義応/-	×	半年分は前借り、別に助成金1両を徴収
弘化4年	未. 10. 5	金2歩2朱	郡山領17村+相給4ヶ村	義道	×	半年分の領収証のみ
嘉永元年	申. 1. 23	金1両3歩		義逞	×	
嘉永2年	- . 1. 20	金1両3歩		可敬	×	
嘉永3年	戌. 1. 29	金1両3歩		義逞	×	
嘉永4年	亥. 1. 27	金1両3歩		義逞	×	
嘉永5年	子. 1. 25	金1両3歩		義逞	×	
嘉永6年	- . 2. 26	金1両3歩		義逞	×	
安政元年	丑. 12. 15	金1両3歩		義道	×	嘉永6年に前借り、川道村にて徴収
安政2年	卯. 2. 9	金1両3歩		受祥	×	
安政3年	辰. 2. 27	金1両3歩		顧道	×	
安政4年	巳. 2. 11	金1両3歩		顧道	×	
安政5年	午. 2. 13	金1両3歩		-	×	
安政6年	未. 2. 2	金1両3歩		受祥	×	2月18日に義道・若舟が金100疋を前借り
万延元年	安政7. 3. 2	金3両		受祥	×	
文久元年	酉. 2. 2	金3両		-	○	
文久2年	戌. 2. -	金3両		-	○	
文久3年	亥. 3. 9	金3両		-	○	
元治元年	文久3. 12. 21	金3両		-	○	前借り
慶応元年	元治元. 8. 15	金3両		成嶋隼之助	○	前借り
慶応2年	慶応2. 2. 18	金3両		-	○	同時に助成金3両を徴収
慶応3年	- . 2. 18	金4両2歩		-	○	慶応2年に前借り、3歩不足
明治元年	辰. 1. 10	金6両		-	○	
明治2年	辰. 11. 6	金札6両		-	○	明治元年11月に前借り
明治3年	午. 4. 3	金5両3歩		-	○	帳面では6両3歩

表5 慶応元年～明治3年 納入金一覧

年月日	金額	内訳	徴収者	領収書宛先	備考
慶応元. 8. 18	金3両	大垣出張所再建助成金	受祥	御相給村々共大浜村17ヶ村組	留場料2ヶ年分の内1ヶ年分
慶応元. 8. 18	金1歩2朱	大垣出張所再建助成金	受祥	山本市場村代大浜村	留場料2ヶ年分の内1ヶ年分
慶応2. 2. 18	金6両	当寅年分取締料+助成金残り分	-	大浜村	3両は助成金(留場料2ヶ年分の内1ヶ年分)
(慶応2). 2. 18	金4両2歩	卯年(慶応3年)分取締料	-	郡山御領分惣代大浜村	
慶応2. 10. 29	金12両2歩	寅年より5割増分	-	村々御惣代大浜村	
慶応2. 10. 29	金3朱	寅年より5割増分	-	山本市場村	
(慶応3). 10. 4	金13両2歩	卯年より5割増分	-	大浜村組合	
(明治元). 1. 10	金6両	当辰年分留場料	-	大浜太郎兵衛殿取計拾七ヶ村組村々	
(明治元). 11. 6	金札6両	前借来巳年分	-	大浜組惣代	明治2年分
(明治2). 9. 30	金17両1歩	(代替わりにつき助成料)	玄亮、圭寛	郡山領十七ヶ村大浜村組村々	実際に受け取ったのは11両2歩。帳面では19両2歩
(明治3). 4. 3	金5両3歩	午之年留場料	-	拾七ヶ村組外二御合給共大浜村	帳面では6両3歩だが、実際には1両少なく納めた
(明治3). 4. 3	金5両3歩	御助成金残り	-	拾七ヶ村組外二御合給共大浜村	明治2年の代替わり助成の残り

表6 大浜村入用帳中合力件数

年	件数	総額(匁)	備考
宝暦6年	4	12.5	
宝暦7年	6	20.6	
宝暦8年	3	5	
宝暦9年	8	42.75	
宝暦10年	5	8	
宝暦11年	3	6.1	
宝暦12年	5	8	
宝暦13年	2	11.3	
明和元年	7	37.23	
明和2年			帳面なし
明和3年	3	4.6	
明和4年	7	7.1	
明和5年	10	16.6	
明和6年	4	5.05	
明和7年	14	10.53	
明和8年			帳面なし
安永元年	8	3.02	
安永2年	5	2.75	
安永3年～弘化2年			帳面なし
弘化3年	21	38.87	伊勢遷宮勸化（1両）除外
弘化4年	22	25.584	伊勢遷宮勸化（1両）除外
嘉永元年	26	19.674	伊勢遷宮勸化（1両）除外
嘉永2年	9	8.52	伊勢遷宮勸化（1両）除外
嘉永3年	38	24.35	伊勢遷宮勸化（1両）除外
嘉永4年	54	38.18	
嘉永5年			帳面なし
嘉永6年	57	38.048	
安政元年～安政3年			帳面なし
安政4年	53	52.25	
安政5年	35	19.69	
安政6年			帳面なし
万延元年	13	8.78	
文久元年～文久3年			帳面なし
元治元年	25	12.39	
慶応元年	14	10.38	
慶応2年	13	21.82	
明治元年	11	26.27	
明治2年			帳面なし
明治3年		43.5	

き、実際に大浜組合以外に高木村宛ての木版証文⁽⁵²⁾も現存している。さらに近江国内では同時期に京都明暗寺の活動も確認することができ⁽⁵³⁾るのである。

では、金額の増加、議定に違反する前借りの実施、さらには幕府による虚無僧の特権否定といった契約を破棄する理由がありながら、何故大浜組合の契約は継続したのだろうか。この問題に関する直接的な回答を示す史料は現在確認することができないが、

いくつかの仮説を立てることができる。

まず、村々には毎年勸化や旅僧、浪人、山伏、盲人といった多くの来訪者があり、村は彼らにいくらかの金銭を与えて来た。

「表6」は大浜家に残存する村入用帳から廻村者に金銭を渡した件数（以降「合力件数」と表記する）を抜き出したものである。

残念ながら安永三年（一七七四）から弘化二年（一八四五）にかけての入用帳は残存しておらず、虚無僧取締り契約が結ばれる寛

政年間から天保年間にかけての合力件数の推移については不明である。しかし宝暦六年（一七五六）から安永二年（一七七三）にかけての合力件数と、弘化三年（一八四六）以降の合力件数を比較すると、弘化三年以降の方が圧倒的に多いことが分かる。幕末期世情が不安定になった時期には減少しているが、明治三年には再び増加している。

なお、入用帳が欠けている部分について、文政六年（一八二三）分を「文政六年未之年万引替留帳」で補うことができる。「表7」にまとめたが、合力件数は一年間で七七件にのぼるのである。⁽⁵⁴⁾

こういった来訪者たちに対して合力を行うのは庄屋等の村役人だった。村内で来訪者に対して金銭を与えることのできる分限者は村役人や富農等限定されるだろう。しかし、明和五年（一七六八）には庄屋の留守中に来村した浪人に対して、別の村役人が庄屋代理として合力を行っている。⁽⁵⁵⁾ 合力を行うのは庄屋の役目であり、来訪者への合力を村入用に組み込み、村全体の問題として扱っているのである。

表7 文政6年合力件数

内容	件数	総額(文)	平均(文)
寺社勸化	10	480	48
浪人合力	2	520	260
盲人	12	440	37
僧	35	875	25
社人	5	120	24
山伏	1	24	24
虚無僧	2	80	40
旅人	1	20	20
その他勸化	9	230	26
合計	77	2789	

金額は、例えば検見の際にかかる費用と比較すればそれほど多くはない。⁽⁵⁶⁾ しかし、度重なる来村は生業や役用の妨げとなる。また、一件あたりに渡した金額が来訪者数の増加に伴い減額していることから、⁽⁵⁷⁾ 村にとってこれらの出費はできる限り押さえたかったに違いない。また、浪人や虚無僧のように理不尽な言いがかりを付け、時には暴力を振るうような者も存在した。そういった来訪者への対応も、村にとっては問題となっていたのである。村々が虚無僧寺と契約を結んだ背景には、来訪者数をできるかぎり減らす狙いがあったと考えられる。虚無僧取締り契約以外に、浪人の取締り契約や盲人取締り契約を結んでいた形跡のある村も存在するが、そちらについては調査不足で実態を明らかにすることはできなかった。

また、普大寺大垣出張所のように虚無僧が地域に活動拠点を置き、取締りを継続していた点も大きく関与していると考えられる。大浜組合との関係においては、大垣出張所が金銭の受取りの際その都度領収書を発行し、組合側は厳密に金銭のやり取りを把握していた。大垣出張所の役僧が金銭を借用したことがあったが、翌年の取締り料徴収の際に精算されている。⁽⁵⁸⁾ 幕末・維新时期は先述の通り前借りや取締り料の増額、助成依頼が相次いだ、その際も大垣出張所は大浜家へ書状を送って同意を得ようと試みた。取締りの効果を示す明確な証拠は現段階では提示できないが、こういった書類の活用によって取締り料に関しては厳正さの

維持を図り、組合側との綿密な関係を築いたのではないだろうか。

以上のように、近江国では普大寺と京都明暗寺の二ヶ寺の虚無僧が、不法虚無僧の取締りを口実に村々へ証文を発行し、取締り料を徴収していた。東浅井郡では天保一四年に大和郡山藩領一五ヶ村及び相給部分が大浜村の大浜氏を惣代とする大浜組合を結成し、取締り契約を普大寺に一本化する。この組合は大和郡山藩領の村々によって構成されていたが、当初は大和郡山藩領でも参加しない村があったり、相給部分も参加し後には脱退したり、一時的にはあるが大和郡山藩領以外の村が参加するなど、時代によって構成村が変化する多少の柔軟性を持つ結合体であった。

そして取締り料を巡って両寺が対立する中、組合内の村やその周辺の村は複数で対応し、虚無僧同士の村内での闘争を拒絶している。その際、不法虚無僧へ対処してくれるのならば、契約相手はどの寺でも構わない、という意向を村は示し、最終的には虚無僧側も村の意思を尊重している。その一方で約定違反や全国触での虚無僧の特権否定を経ても、大浜組合は明治維新後も普大寺との契約を継続している。断定できないが、度重なる来訪者への合力、地域に拠点を設けた虚無僧の活動が、契約継続した背景にあると考えられる。

おわりに

近江国における虚無僧取締りは、虚無僧寺側の体制の整備、村々と虚無僧寺との交渉によって成立してきた。

この中で大浜村を中心とする村々は、組合を結成し、複数村が連合して虚無僧に対応した。この組合は、非領国地域の中で同じ領主であるという結合の核があり、当該地域の村々が共通して抱える課題、すなわち不法虚無僧への対応の困難さがあって成立したと考えるのが妥当である。相給部分や他領の村を含むような柔軟性があるのは、必ずしも領地という結合のみで結ばれた地域ではなかったことに起因するのだろう。虚無僧寺同士の対立においても自らの意向を認めさせることができたのは、多くの村々を訪れる来訪者への対応について、複数の村々が連携したことが大きな要因であった。

一方、二つの虚無僧寺の縄張りが重なり合ったため、虚無僧は自らの属する寺が地域からの収入を得られるよう、廻村を続け、時には対立してきた。普大寺は天保年間に村々の独占を試み、排他的な縄張りを形成しようと試みた。つまり、虚無僧寺同士の対立や、非領国という地域の特徴が取締り契約、すなわち虚無僧と村々との関係に影響を与え、虚無僧側と村側双方の意向によってその契約は成立し、維持されていたと言えることができる。

また、幕府は虚無僧寺という組織を通じた統制や地域社会への

触によって、虚無僧による不法行為を防止しようとし、安永三年（一七七四）及び弘化四年（一八四七）に虚無僧の不法行為や増長の原因となる特権を否定する全国触を出した。しかし、この二つの触は地域に記録として残っているものの、虚無僧取締り契約は発布後も継続している。おそらく、虚無僧と村との関係性において、幕府の意向は本来強く影響を与えるものではないのである。

そして、複数の村や町が連携した際には、その結合体が来訪者との関係において主導権を握ることができたこと、虚無僧側の要求は収益を得ることのできる地域の確保であることは変わりないことから、どちらかと言えば虚無僧との関係性は村や町側の対応、すなわち地域社会の要求がより強く形に反映されるのではないだろうか。

以上の点から、虚無僧、さらには来訪者への対応はあくまでも地域の問題であり、地域社会が自律的に両者の関係性を決定するのである。そうである以上、虚無僧が地域社会の要求に大きく外れる存在であった場合、排除されてしまう。しかし、近江国の事例では、一方的に村や町が虚無僧等の来訪者を排除した訳ではない関係性も見出すことができた。これは、多くの来訪者が村を訪れるという状況があり、虚無僧の場合は取締り契約という繋がりを、双方が長い年月をかけて形成し、それが「当たり前」となったからこそではないか。そうであるならば、虚無僧という来訪者

は地域を構成する一部となっていたのであって、だからこそ最終的には国家権力によって廃絶されるまで継続していたのである。

しかし、本稿では、両者の関係の維持に深く影響したであろう思想面や経済的背景などについては十分に分析することができず、言及することができなかった。また、近江国で幕末期まで虚無僧の活動が確認できる要因として、関東取締出役等の天領・私領の枠組みを超えた支配機構の欠如や、西国という関東に比べれば幕府の直接的影響力の劣る地域であるといった要素も無関係ではないと考えられるが、これについても時間的制約から証明することができなかった。これらについては、後日の課題とさせていただきます。

注

(1) 塚田孝・吉田伸之・脇田修編『身分的周縁』、部落問題研究所、一九九四年。

(2) ある特定の空間において様々な社会集団が重層、あるいは複合しながら社会を形作る、という論。塚田孝「社会集団をめぐって」、『歴史学研究』五四八、一九八五年。

(3) 水本邦彦・吉田伸之「はじめに」、歴史学研究会・日本史研究会編『日本史講座第6巻 近世社会論』、東京大学出版

会、二〇〇五年。

(4) 来村者は虚無僧の他に瞽女、座頭、猿回し、山伏、勧進僧、薬売り、巡礼者、浪人等多種多様に存在する。なお、そのうち瞽女、座頭、巡礼等の「宗教的職能者」による廻村については、西海賢二『近世のアウトローと周縁社会』、臨川書店、二〇〇六年、に詳しい。

(5) 「働くことの近世史」（講演録）『神戸大学史学』第四号、神戸大学史学研究会、一九八九年

(6) 前掲注（4）に同じ。

(7) 関東の事例だが、村と浪人との仕切関係も確認できる（川田純之「徘徊する浪人の実態とその社会」、『栃木県立文書館研究紀要』通号一、一九九七年、等）。

(8) 虚無僧といえ「天蓋」を被って顔を隠している印象が強いが、近世初期の虚無僧はこの天蓋を被っていなかった。元禄三年（一六九〇）刊行の『人倫訓蒙図彙』には饅頭笠を被って尺八を吹く虚無僧の図が収載されている。虚無僧姿の変遷については、保坂裕興「一七世紀における虚無僧の生成—ほろぼろ・薦僧の異同と「乞う」行為のあり方」塚田孝・吉田伸行・脇田修編『身分的周縁』部落問題研究所、一九九四年、を参照。

(9) 内閣文庫所蔵史籍叢刊7『祠曹雜識』一、汲古書院、一九八一年、一七六頁。なお誤脱はあるが『徳川禁令考』前集五

にも二六六二号として収載されている。

(10) 『徳川禁令考』前集五に「御入国之御被仰渡候御掟書」（二六五九号）という表題で収載されているが、これは誤脱が多い。他には内閣文庫所蔵史籍叢刊8『祠曹雜識』二、汲古書院、一九八一年、九五二頁や内閣文庫所蔵史籍叢刊23『教令類纂』初集三、一九八二年、三五四頁～三五七頁等にも収載されているが、いずれも文言が若干異なる。ここでは『祠曹雜識』のものを引用した。

(11) 保坂裕興「一八世紀における虚無僧の身分形成」、『部落問題研究』一〇五、一九九〇年。

(12) 保坂裕興「虚無僧—普化宗はどのように解体したか」、高埜利彦編『民間に生きる宗教者』シリーズ近世の身分的周縁1、吉川弘文館、二〇〇〇年。

(13) 触頭一月寺と同じ金先派（普化宗の流派の一。各流派については前掲注（11）保坂論文を参照）の末寺。浜松宿七軒町（現静岡県浜松市）にあった。

(14) 京都方広寺門前の本池田町（現京都市東山区本池上町）に存在し、「虚無僧本寺」と名乗る有力な虚無僧寺である。明和四年（一七六七）に触頭の一月寺、鈴法寺との本寺争いに敗れたが、「西国三三ヶ国支配」として西国の虚無僧たちを統括する立場にあったと考えられる。

(15) 大浜家文書は昭和三八年（一九六三）と昭和四一年（一九

六六年)の二度にわたり滋賀大学に寄託されている。そのため前者を「大浜家文書」、後者を「大浜家文書補遺」に分け、整理されている。

(16) 大浜家文書村政18「大浜村巳之年入用帳」。ただし実際に渡したのは宝暦一〇年(一七六〇)一二月である。

(17) 大浜家文書宗教117。

(18) 後述の「虚無僧へ引合之留メ」(大浜家文書補遺V-261)の記述による。

(19) 中村家文書治安2。

(20) 大浜家文書補遺V-295。

(21) 種共有文書宗教7。

(22) 大浜家文書補遺V-300。

(23) 上野共有文書中の書付(上野共有文書126)によると、普大寺の大垣出張所は大垣城下新町(別名寺町)の「畳や十蔵方」であったと推測される。しかし、この書付には「京妙安寺」と記載されているため、断言することはできない。

(24) なお大垣出張所については、文化六年(一八〇九)に坂田郡春照村(北国脇往還の宿場、彦根藩領)にておいて普大寺の虚無僧が行倒れた際、検死の後村々が彦根藩の指示を受け大垣の「普大寺役僧旅宿」に連絡している(細田家文書習俗1「虚無僧病死ニ付御届書并普大寺役僧江始末懸合相届届書」)。彦根藩が認識していたということは、文化六年以前か

ら大垣に「普大寺役僧旅宿」があり、そこを拠点に虚無僧が活動していたと推測される。この大垣の旅宿は「大垣出張所であらう」。

(25) 嘉永三年(一八五〇)に浅井郡富田村宛の取締り証文(川崎家文書藩政2)には、不法虚無僧を「水口宿車町拙寺(普大寺)出張所」(括弧内は筆者が補った)まで連行するよう要請している。

(26) 大浜家文書補遺V-296。

(27) 「史料二」よりも簡潔な内容の下書(大浜家文書補遺V-266)が大浜家文書中に残っており、その端裏書に「天保十四卯年二月十五日役僧参り候節、此下書相認メ可被渡旨引合候処、委曲承知ニ而下宿迄持帰り、此旨を以別帑議定書相認メ候等申立、持参候也」とある。

(28) 大浜家文書補遺V-298。

(29) 武佐宿出張所は前掲注(21)等から天保年間の成立と推測される。一方今津出張所については、年末詳だが西浜共有文書内に今津出張所詰の虚無僧からの取締り料領収書(西浜共有文書治安228)が存在する。

(30) 前掲注(21)に同じ。

(31) 種共有文書宗教8。

(32) 燕尾は契約証文と議定書を大浜村側に提示する前に、議定書の基となった書付(前掲注(27)に同じ)を提示している

が、「明暗寺并其外何れ之本寺を取締料申出候共、一手二取
締候義ニ付、御渡ニ不及候」と明記されている。

(33) 大浜家文書補遺V-261。

(34) 京都明暗寺の虚無僧は最初大浜村の近隣で組合に所属する
川道村を訪れたが、川道村の庄屋が大浜村に行くよう指示し
ていた。二月の普大寺との契約以降、虚無僧によるトラブル
が起こった場合は、村役人が同道し大浜村にその虚無僧を連
れて行くよう定められており（大浜家文書補遺V-220）、これ
はそれに基づく処置であった。

(35) 現在は滋賀県東近江市。「今堂」とも。金堂村には大和郡
山藩の代官所が設けられていた。なお、天明年間以降、大和
郡山藩の近江国領支配は、高島郡の海津代官所が高島郡と浅
井郡など琵琶湖西岸・北岸を、金堂代官所が神崎郡、蒲生
郡、坂田郡など琵琶湖東岸の村々を担当していた。

(36) 時には暴力に訴えるなど強引に勢力拡大を図ったためか、
後年虚無僧寺同士の抗争の中で燕尾は殺害されている（「芥
見村にて虚無僧闘争一件」、『岐阜市史料編近世二』所収）。
なお、この一件をきっかけとして普化宗は幕府からの厳しい
詮議を受け、弘化年間の宗門改正につながったことを、保坂
裕興氏が指摘している。

(37) 大浜家文書補遺V-270。なお、これは燕尾が宮川村、曾根
村、大浜村、落合村に宛て、武佐宿での談判の様子を報告し

た書状の写しである。

(38) 大浜家文書家4。柳沢氏入部以前にも、大和郡山藩主本多
氏（貞享二年（一六八五）入封）から浅井郡郷代官として任
命されていた形跡がある。少なくとも元禄～宝暦年間（一六
八八～一七六三）は、東浅井郡大和郡山藩領の村々について、
年貢や宗門改に関して郷代官ないし大庄屋格としての役を勤
めていたと推測される。

この文書は廃藩置県時に県へ提出した大浜家由緒の写しで
ある。

なお、大浜家の他に時代によって香花寺村の林家（伝太夫、
伝右衛門）や野寺村の横田佐兵衛が大庄屋格に任命された形
跡がある。

(39) 宝暦十一年（一七六一）、安永五年（一七七六）、天明三年
（一七八三）の浅井郡一七ヶ村上納銀に関する帳面（大浜家
文書租税¹⁰⁵⁷、375、376）等が残っている。

(40) 「文政六年未之年万引替留帳」に「組合十七ヶ村寄」の際
の費用を確認することができるが、これが大和郡山藩領の一
七ヶ村かどうかは不明である。

(41) 大浜家文書補遺V-220。

(42) これは二月の普大寺との契約後に大浜氏が構成村に宛てた
書状の宛先に両村と大光寺組以外の五坪村が含まれていな
かったことから判明した。

- (43) 大浜家文書補遺 V-162。
- (44) ただし、領収書は大浜組合とは別に発行されていた。
- (45) 明治元年（一八六八）一二月に、大浜太郎兵衛が「御触書 廿ヶ度」と「入用割并御免勸化入用割」を大浜組合とは別の村々から集金している（大浜家文書補遺 V-166）。しかし、この中には大浜組合に参加している村々も含まれ、それらの村々からは虚無僧取締り料も同時に徴収している。
- (46) 大浜家文書補遺 V-288。安政六年（一八五九）以降、普大寺の発行する領収書には「留場料」と「取締料」が錯綜するので、厳密に留場契約と取締り契約を分けていたかは不明である。
- (47) この段階で組合に所属するのは大和郡山藩領一七ヶ村及び相給部分で、村高は約一〇九二〇石であり、天保一四年に定められた村高一石〇一厘五毛の割合でこの段階の組合の総村高から算出した取締り料は銀一六三匁八分となる。金に換算すると約二両三歩となり、謝礼金として定められた金額とほぼ一致するが、そこに臨時見廻り料の一步を加え、三両としている。
- (48) 「近世米価一覽」、『日本史総覽』IV 近世一、新人物往来社、一九八四年。
- (49) 『徳川禁令考』前集五、一六六六号として収録されているが、これは誤脱が多いとされる。なお、この触の写が大浜家文書内にも残っている（大浜家文書補遺 V-252）。関東では触の末尾に虚無僧留場を否定する関東取締出役の付記が付くが、大浜家に残されたものには付いておらず、虚無僧留場自体は否定されていなかった。
- (50) 前掲注（25）川崎家文書藩政 2。
- (51) 大浜家文書補遺 V-169。
- (52) 高木共有文書 1923。
- (53) 北町屋共有文書治安 10、北村源十郎家文書治安 43。前者は京都明暗寺看主昨非（在職は慶応二年（一八六六））が、後者は武佐宿出張所が発行した明治四年（一八七一）が、後者は武佐宿出張所が発行したものである。武佐宿出張所は慶応三年（一八六七）一月に、「神崎郡川北組拾ヶ村組合」と留場契約を結んでいる（『新修彦根市史』114号史料）。
- (54) 文政六年の件数には虚無僧取締りへ渡した分と他の虚無僧へ渡した二件が含まれている。
- (55) 大浜家文書村政 24「大浜村子之年入用帳」。
- (56) 例えば文政六年の検見では、代官以下への心付や賄で約二五〇匁の出費となっている。それに対して来訪者への合力の合計金額は約四二匁であり、一件当たり平均三六匁である。
- (57) 例えば宝暦六年（一七五六）には西宮神社の勸化に対して二匁を渡しているが、嘉永二年（一八四九）に同じ西宮神社勸化に渡した金額は二〇匁であった。

(58) 大浜家文書補遺 V-230。ただしこれは弘化三年（一八四六）の段階であり、幕末期は前借り分の精算が錯綜していた。

〔付記〕

本稿は、二〇〇九年一月に千葉大学大学院人文社会科学研究所へ提出した二〇〇八年度修士論文のうち、第二章を加筆・修正したものである。執筆にあたり、菅原憲二先生を始め、千葉大学の諸先生方、先輩方等、多くの方々にご指導頂いた。また史料の閲覧・使用に際しては滋賀大学経済学部附属史料館の皆様に変御世話になり、ご配慮を賜った。末筆ながら、厚く御礼申し上げます。